

## 第1条(総則)

- 借主(以下甲といいます)と株式会社クラブティ(以下乙といいます)との間の賃貸借契約(以下レンタル契約といいます)について、以下の条文の規定を適用します。
- 本レンタル契約は、利用申込みに対して、乙がこれを承諾したときに成立します。契約成立後は本レンタル申込書はレンタル契約書となります。

## 第2条(物件)

乙は甲に対し、乙が甲に発行するレンタル契約書に記載するレンタル物件(以下物件と言います)を賃貸し、甲はこれを貸借します。

## 第3条(レンタル期間)

レンタル期間はレンタル契約書に記載する期間とし、乙が甲に物件を引き渡した日をレンタル開始日、甲が乙に当該物件を返却した日をレンタル終了日とします。

## 第4条(料金)

- 甲は、月額レンタル料、運送諸経費、保守料金など、レンタル契約書記載の料金に、消費税を付した金額(以下「レンタル料等」といいます)を乙に対して支払います。
- レンタル料等は、レンタル開始日から1ヶ月ごとの月払いとし、第1月分の支払いは物件引渡し前営業日までに、乙の指定する口座に振り込みにより支払い、2ヶ月目以降は口座振替により支払うものとします。
- 前2項にかかわらず、乙が事前に承諾し、レンタル契約書に記載した場合には、別に定める支払条件に従うことができます。

## 第5条(物件の引渡し)

- 乙は甲に対し、物件を甲の指定する日本国内の場所においてレンタル開始日の当日に引渡し、甲は物件をレンタル終了日に返還します。物件の引渡しおよび返還に要する運送費などの諸費用は甲の負担とし、第1月分のレンタル料等支払時に全額支払うものとします。
- 乙が求めた場合、甲は乙よりレンタル物件の引渡しを受けた後、2日以内にこれを確認し、レンタル物件の品質、種類及び数量(規格、仕様、性能その他物件につき甲が必要とする一切の事項を含む。以下これらを総称してレンタル物件の品質等という)がこの契約の内容に適合していること並びに瑕疵のないことを確認します。なお、甲が正当な理由なく2日以内に検査を完了しないときは、物件受領後2日経過後に検査完了したものとみなします。
- 前項の場合、レンタル物件の品質等に不適合、不完全その他の瑕疵があったときは、甲は、2日以内にこれを乙に書面で通知し、乙との間でこれを解決した後、再度検査を完了するものとします。

## 第6条(契約内容不適合等)

- 乙は甲に対して、引渡し時または物件受領時においてレンタル物件が正常な性能を備えていることのみを担保し、レンタル物件の商品性または甲の使用目的への適合性その他レンタル物件の品質等については担保しません。
- 甲がレンタル物件の引渡しを受けた後2日以内にレンタル物件の品質等がレンタル契約の内容に適合していないこと及び瑕疵があることにつき乙に対して通知をしなかった場合、または甲が乙に対し物件受領書を作成した場合、レンタル物件の品質等はレンタル契約の内容に適合し、かつ、瑕疵のない状態で甲に引き渡されたものとみなし、甲は、乙に対し、後に定める保守サービスを除き、レンタル物件と同等の性能を有する代替物件(以下代替物件という)の引渡し、レンタル物件の修理、不足分の引渡し、レンタル料等の免除及び減額、損害賠償の請求並びにレンタル契約の解除をすることができないものとします。

## 第7条(担保責任の範囲)

- レンタル期間中、甲の責によらない事由により生じた性能の欠陥により物件が正常に作動しない場合は、乙は物件を速やかに交換し、または速やかに修理します。また、交換、修理の対応は、乙の営業時間内(日曜、祝日及び、別途乙が定める定休日を除く9:00から18:00)に限り、この場合、乙は物件の交換または修理の為に使用が妨げられた期間のレンタル料等を日割計算により減免することがあります。
- 乙は前項に定める以外の責任を負いません。

## 第8条(物件の使用、保管)

- 甲は物件を善良な管理者の注意をもって使用中保管し、これらに要する消耗品および費用を負担します。甲は物件をその本来の使用目的以外に使用しません。
- 甲は乙の書面による承諾を得ないで物件の転貸および改造をしません。また甲は物件を分解、修理、調整しません。
- 甲が物件をレンタル契約書記載の設置場所以外に移動する場合には、乙の書面による承諾を得ます。
- 乙または乙の代理人は、いつでも物件をその設置場所で点検できます。

## 第9条(物件の使用管理義務違反)

物件が甲の責による事由に基づき滅失、損傷した場合、または甲が乙の物件に対する所有権を侵害した場合は、甲は乙に対して、滅失した物件の再購入代金、損傷した物件の修理代金または所有権の侵害によって乙が被った一切の損害額を弁済します。

## 第10条(レンタル物件の返還)

- レンタル期間の満了、解除、解約その他の理由によりレンタル契約が終了した場合、甲は乙に対し、レンタル物件を原状に復したうえで、直ちにレンタル物件を乙の指定する場所に自己の費用で返還します。
- レンタル物件に蓄積されたデータ(電子情報)がある場合には、そのデータを消去して返還するものとし、返還を受けたレンタル物件にデータが残存する場合、残存するデータの漏洩などに起因して甲その他第三者に生じた損害に関して乙は一切の責任を負いません。

## 第11条(動産総合保険による補償)

物件が甲の責によらない偶発的な事由に基づき滅失、損傷した場合、レンタル物件に付与されている動産総合保険により、補償する場合があります。対象となる事由は以下の通りです。

- 火災
- 盗難
- 落雷

甲は、動産総合保険による補償を請求する場合は、関係各所への届出、保険会社への請求手続きに協力するものとします。

## 第12条(レンタル期間の延長)

- レンタル期間が満了する1週間前までに、甲から延長期間を定めて期間延長の申し出が合った場合は、当該レンタル契約を延長するものとし、延長分のレンタル料金は、契約当初より通算した期間の料金を適用するものとします。
- 前項により延長された期間をさらに延長するときも前項の規定によるものとし、以降も同様とします。

## 第13条(中途解約)

レンタル期間中に、甲の都合により中途解約をする場合は、実際に使用した月数に応じてレンタル料金を再計算した上で、最終月に調整金を請求するものとします。

## 第14条(機種変更)

- レンタル期間中に、同等機種または上位機種へ機種を変更する場合は、変更した当月より変更後のレンタル料金が適用されます。
- 下位機種へ機種を変更する場合は、前条に基き中途解約の上、新しい機種に対する契約を行うものとします。
- 前各項に伴い、物件の交換に伴う費用が発生した場合はこれを別途お支払い頂きます。

## 第15条(履行遅滞等)

- 甲が次の各号の一つに該当するときは、乙は甲に対して通知または催告をしないでレンタル契約を解除し物件の返還を請求することができます。
  - レンタル料等の支払を一回でも遅滞したとき。
  - レンタル契約の条項の一つにでも違反したとき。
  - 仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立、公租公課滞納処分などを受け、又は破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始などの申立があったとき。
  - 手形又は小切手を不渡りにしたとき。
  - 営業の廃止、解散の決議をし、又は業務停止の処分を受けたとき。
  - 乙が甲の代表者と連絡が取れなくなったとき。
- 前項に基づき、乙が物件の引取りを行う場合、乙又は乙の代理人は、いつでも物件の所在する場所に立ち入り、これを搬出し、引き取ることができます。
- レンタル契約に基づく甲の義務の不履行に関する一切の費用は、甲の負担とします。

## 第16条(遅延利息)

甲がレンタル契約に基づく債務の履行を遅滞したとき、甲は乙に対し、支払うべき金額に対し、支払済みに至るまで年率14.6パーセントの割合による遅延利息を支払います。

## 第17条(物件の返還遅延の損害金)

甲は乙に対して物件の返還をなすべき場合、その返還を遅延したときは、甲はその期日の翌日から返還の完了日までの遅延損害金を支払います。この場合、遅延期間1ヵ月当たりの損害金は、レンタル契約書に記載する月額レンタル料に相当する金額とします。なお遅延期間が1ヵ月以内の場合にもその端数を切り上げ1ヵ月とみなし、日割計算は行いません。

## 第18条(自殺の禁止)

甲は、レンタル契約に基づき乙に対し負担する債務を、乙又は乙の継承人に対する甲の負債を持って自殺することはできません。

## 第19条(情報)

レンタル期間中、又は甲が乙に物件を返還した後であるかにかかわらず、また物件の返還の理由の如何を問わず、物件の内部に記録されているいかなる情報についても、甲は乙に対し返還、修復、削除、賠償等の請求をせず、且つ著作権、ノウハウ、その他の知的所有権の行使をしません。

## 第20条(反社会的勢力の排除)

- 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約するものとします。
  - 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、政治活動標榜団体、特殊知能暴力集団若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。
  - 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)及び関係会社が反社会的勢力ではないこと。
  - 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
  - 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
    - 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
    - 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
    - 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する行為
- 甲または乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができるものとします。
  - 前項①又は②の確約に反する申告をしたことが判明した場合
  - 前項③の確約に反し契約をしたことが判明した場合
  - 前項④の確約に反した行為をした場合
- 甲は、乙に対し、甲の知る限り自ら又は第三者をして乙より借り受けた物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供しないことを確約するものとします。
- 乙は、甲が前項に反した行為をした場合には、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができるものとします。

## 第21条(通知・報告義務)

- 甲に第15条1項各号の事由が発生したとき、又は甲の住所、称号、代表者に変更があるときは甲は直ちにその旨を乙に書面で通知します。
- 乙から要求のあったときは、甲はいつでもその物件の設置、保管、使用の状況について乙に報告します。

## 第22条(合意管轄)

レンタル契約について訴訟の必要が生じたときは、東京地方裁判所を管轄裁判所とします。

## 第23条(附則)

本レンタル約款は、2020年6月1日以降に締結されるレンタル契約について適用されます。なお、乙は必要に応じて本レンタル約款の内容を改定できるものとします。改定した場合は、乙のホームページにて掲示し、改定前に締結されたレンタル契約にも最新のレンタル約款の定めを適用するものとします。

※ 本レンタル約款に合意の上、レンタル契約を申込みいたします。

申込者 (会社名、ご担当者様名)